持込ニュース２３ No.60

＊本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています＊

令和７年10月10日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課 23
Clean Authority of TOKYO

水銀混入ごみにより 豊島清掃工場の焼却炉が停止に！

令和７年８月１９日、豊島清掃工場において２号焼却炉の排ガス中の水銀濃度が法規制値を超えたため、焼却炉をやむを得ず停止しました。これは、水銀混入ごみが清掃工場へ持ち込まれたことが原因と考えられます。なお、排ガス中の水銀濃度が一時的に法規制値を超えることがあっても、周辺地域に環境汚染や健康被害が生じることはありません。

一方で、水銀混入ごみによる焼却炉の停止は復旧に多額の費用と長い時間を要し、持込事業者の皆さまに急遽搬入先の変更をお願いするなど、２３区全体の清掃事業に重大な影響を及ぼします。そのため、水銀混入ごみの持込みは絶対に防がなければなりません。

水銀は身近な製品にも含まれています

水銀混入ごみは、当組合の処理施設への持込みが禁止されています。

水銀混入ごみが原因で焼却炉が停止すれば、復旧に多額の費用と長い時間を要しますので、「少量なら大丈夫」「気付かずに紛れてしまったら仕方ない」と考えず、日常業務の中で危険性を意識し、法令を遵守して適正な搬入をお願いします。

水銀混入ごみの持込みを防止するには

搬入前の最終チェックは、持込事業者の皆さまに担っていただく大切な役割です。ごみを積み込む際、袋の中身をできる限り確認し、持込禁止物が混入していた場合は、必ず取り除いた上で搬入してください。

また、水銀使用製品は医療機関で扱うことが多く、かつ産業廃棄物であることから、医療機関のごみを収集している場合は、改めて排出者へ適切な分別方法を伝えるなど、排出者との連携を密にしていただくことが不可欠です。

皆さま一人ひとりの確実な確認が、清掃工場の安全で安定した運営を守り、２３区全体のごみ処理を支えます。ご理解とご協力をお願いいたします。

＜問合せ先＞
施設管理部 管理課 搬入指導係
電話：03-6238-0731

継続持込承認関係の届出は東京二十三区清掃一部事務組合へ

継続持込許可事業者様から、

「（清掃協議会に）書類を送ったが、その後どうなっているのか」
「（清掃協議会に）住所変更の届出をしたが、納入通知書の住所が変更されていない」
「清掃協議会で更新の手続きをしたが、清掃一部事務組合の更新手続きも必要なのか」

といった問合せがしばしばありますが、

清掃一組処理施設への持込承認関係を行う**東京二十三区清掃一部事務組合**と一般廃棄物処理業の許可手続きを行う**東京二十三区清掃協議会（清掃協議会）**は**別の組織**です。

そのため、両組織に係る継続持込事業者様におかれましては、各担当部署でお手続きしていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

■清掃一組処理施設への持込承認関係　→　東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部　管理課　搬入承認・手数料係
03-6238-0730・0828・0830

■一般廃棄物処理業の許可に関すること　→　東京二十三区清掃協議会　事業調整課　許可係
03-6238-0562～0568

搬入承認・手数料係に係る必要書類については、下記に掲載しています。
清掃一組ホームページ＞持込業者様へ＞廃棄物の搬入に関する申請書・届出書

廃棄物処理手数料通知書類の適切な処理・管理にご協力ください

毎月、納入通知書をはじめ、廃棄物処理手数料に係る通知書類を月初めに郵送しています。多くの事業者様には適切にご対応いただいているところではありますが、改めて**納入期限日（休日にかかる場合、翌月初めの平日）までには必ずお支払いくださいますようお願い申し上げます。**期日までに納付がない場合、廃棄物処理手数料の請求に加えて**延滞金の発生**、さらに一定期間に達した場合には、**現金徴収処分**や**搬入停止処分**となることがあります。

また、事業者様から「届いた通知書類を紛失してしまった」と連絡を受け、手元にないか再度ご確認いただいた上で納入通知書を再発行したものの、「納入通知書が見つかった」「支払いしていたことを失念し、再度支払いしてしまった（＝二重払い）」という事例もありました。**通知書類は紛失しないよう管理をお願いいたします。**

廃棄物処理手数料の期日までの納入及び適切な書類管理に今一度ご協力ください。

発行　東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課　搬入承認・手数料係
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館 13 階
TEL　03（6238）0829　FAX　03（6238）0740

印刷物登録
令和７年度 第 61 号